

(案)

平成23年12月10日

ガーデンシティコープ金剛東
お住まいの皆さまへ

コープ金剛東地域支援組織〇〇〇
代表 〇〇 〇〇
富田林市地域福祉課
課長 浦野 政邦

コープ金剛東地域支援組織〇〇〇
の設立について（お知らせ）

初冬の候、皆さま方におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

富田林市では災害が発生した時に、高齢者や障がい者など自力では避難が困難で支援を必要とする人（災害時要援護者）の安全確保と避難支援を図るとともに、「共助」による絆づくりをはじめ「共助」ができる地域づくりのための「災害時要援護者支援プラン」を平成23年3月に策定されました。

この度、ガーデンシティコープ金剛東での組織づくりに向け準備委員会を設置し、検討を重ね、12月10日（土）に「コープ金剛東地域支援組織〇〇〇」を設立しましたので報告いたします。

災害時要援護者の支援につきましては、ガーデンシティコープ金剛東にお住まいの皆さまの、ご理解とご協力が必要となりますので、よろしくお願い申し上げます。

1. 災害時要援護者とは

対象とする要援護者を次の人とします。ただし、家族などの支援を受けて避難できる人などはのぞきます。

- (1) 身体障がい者手帳の交付を受けており、障がいの程度が1級・2級の人
- (2) 療育手帳の交付を受けており、障がいの程度がA判定の人
- (3) 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けており、障がいの程度が1級の人
- (4) 介護保険における要介護認定を受けており、要介護3～5の人
- (5) ひとり暮らしの高齢者（65歳以上）
- (6) 高齢者（65歳以上）のみの世帯
- (7) 日中に家族などが不在で、支援を必要とする高齢者（65歳以上）
- (8) その他、災害時などに支援を必要とする人（難病患者、日本語が不自由な外国人など）

※ 富田林市では、災害が発生した時に、高齢者や障がい者など自力では避難が困難で支援を必要とする人（災害時要援護者）の登録を受付し、「災害時要援護者台帳」を作成しています。

登録がお済みでない方が居られましたら、富田林市役所地域福祉課、または下記までご連絡をお願いいたします。

※ 「コープ金剛東地域支援組織〇〇〇」では、災害時の要援護者支援を行うにあたり、現在のガーデンシティコープ金剛東にお住まいの災害時要援護者の人を把握する必要がありますので、平成〇〇年1月〇〇日（〇）までに「災害時要援護者台帳」へ登録していただければ幸いです。

2. 問い合わせ ① 〇〇〇〇〇（例 棟長等）

TEL 〇〇-〇〇-〇〇

民生委員・児童委員（6棟-〇〇 〇〇 〇〇）

TEL 〇〇-〇〇-〇〇

② 富田林市 子育て福祉部 地域福祉課

〒584-8511 富田林市常盤町1番1号

TEL 0721-25-1000 内線 138、162 FAX 0721-23-0121